

この政令は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、第一条中国立大学法人法施行令第二十二条第一項第二十五号及び第二十三条第二項の表の改正規定は公布の日から、第二条の規定は平成二十八年十月一日から施行する。

附則（令和元年九月一一日政令第九七号）抄
（施行期日）
1 この政令は、令和二年四月一日から施行する。

附則（令和三年九月一四日政令第二五九号）抄
（施行期日）

第一条 この政令は、令和三年十月一日から施行する。